

公安委員会 説明資料No. 1	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」の閣議決定について	令和4年1月13日 長官官房
1 経緯 12月21日、こども家庭庁の設置とその機能・体制、今後のこども政策の基本理念等を示した「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針 ～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」が閣議決定された。 2 概要 ○ 今後のこども政策の基本理念 ・ 「こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案」等 ○ こども家庭庁の設置とその機能 ・ 内閣総理大臣の直属の機関として、内閣府の外局として設置 ・ こども政策の司令塔機能をこども家庭庁に一元化、各省大臣に対する勧告権等を有する内閣府特命担当大臣を必置化 ・ 目的がこども又はこどもを生み育てる者に関する法律や事務はこども家庭庁に移管するか、同庁が共管 ○ こども家庭庁の体制 ・ 総理、特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として、①企画立案・総合調整部門、②成育部門、③支援部門の3部門を設置 ・ 各省から移管する定員を大幅に上回る体制を目指すとともに、自治体や民間の人材を登用 ○ スケジュール ・ 令和5年度のできる限り早い時期に創設、次期常会に法案を提出 3 国家公安委員会・警察庁に関連する事項 平成28年3月の閣議決定により、内閣官房・内閣府の業務スリム化の一環として、「児童の性的搾取等に係る対策に関する業務」が内閣官房から国家公安委員会に移管されていたところ、同業務はこども政策に関する総合調整機能を一元的に担うこども家庭庁に移管されることとなる。		

1 交渉の経緯

平成26年 7 月、日豪首脳間で本協定の正式交渉開始に合意。

令和 2 月 11 月、日豪首脳共同声明において、本協定交渉が大枠合意に達したことを公表。

その後も交渉を継続し、本年 1 月 6 日、日豪首脳会談（オンライン）において署名に至った。

我が国が締結しようとする同種の協定としては、本協定が初。

2 協定の概要

（略称：日豪円滑化協定・日豪 R A A（R A A：Reciprocal Access Agreement））

(1) 概要

自衛隊・豪軍が、それぞれ相手国を訪問して活動を行う際の手続及び法的地位等を規定。

(2) 目的及び意義

共同訓練や災害救助等の日豪部隊間の協力活動の実施を円滑化するとともに、日豪部隊間の相互運用性の向上を図る。

本協定の実施により、日豪間の安全保障・防衛協力が更に促進されることが期待される。

(3) 主な規定内容

主な規定としては、

- ・ 訪問部隊の出入国時の手続に関する規定
- ・ 税に関する規定
- ・ 刑事裁判権に関する規定

等が含まれる。

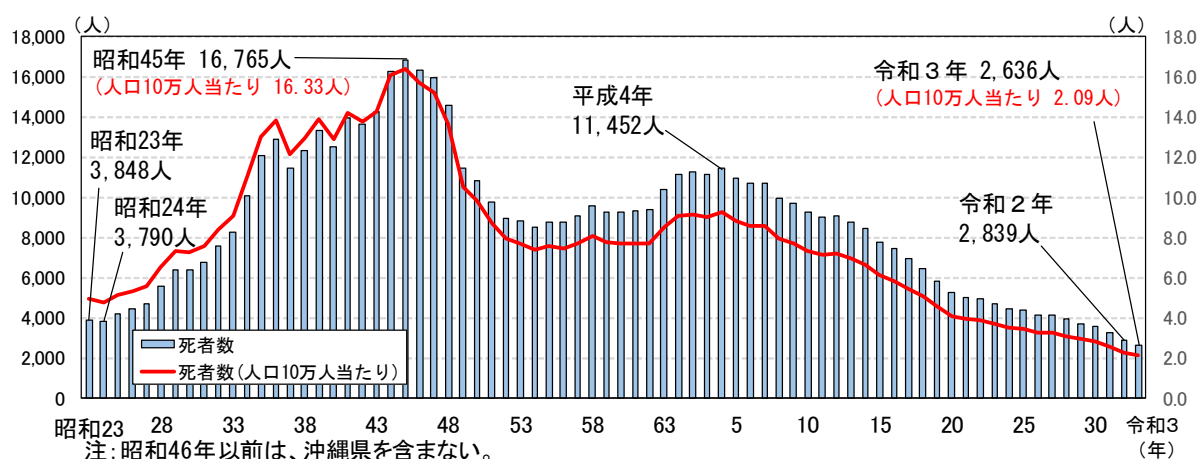
刑事裁判権に関し、両国の裁判権が競合する場合には、派遣国部隊の公務中に発生した事案又は専ら派遣国部隊のみに対する事案については派遣国が第一次裁判権を有し、それ以外の事案については接受国が第一次裁判権を有すること等が規定されている。

1. 令和3年中の交通事故死者数（24時間以内）

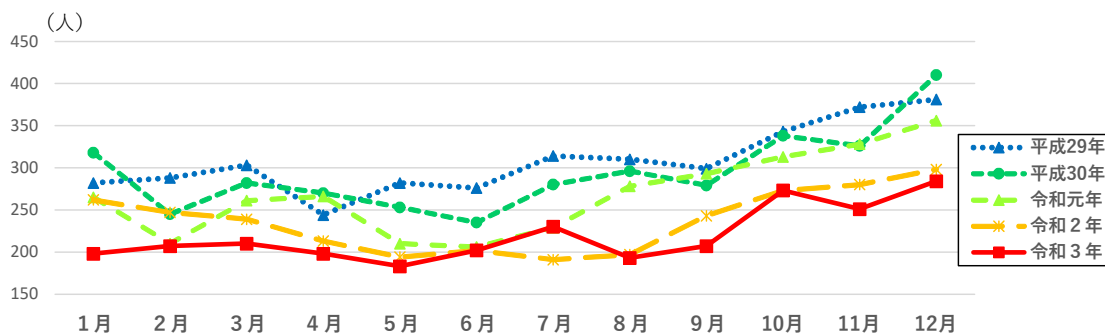
2,636人（前年比 -203人、-7.2%）

警察庁が保有する昭和23年からの統計で、5年連続で最少を更新しました。

2. 交通事故死者数の推移（昭和23年～令和3年）



3. 月別交通事故死者数の推移（平成23年～令和3年）



年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間合計	前年比
平成23年		333	363	383	378	346	347	365	410	378	472	431	485	4,691	-288
24		326	325	342	341	310	302	347	392	373	440	435	505	4,438	-253
25		347	339	334	345	332	314	332	374	366	381	432	492	4,388	-50
26		355	307	311	313	322	317	325	301	345	400	377	440	4,113	-275
27		346	308	317	320	314	287	333	340	339	391	379	443	4,117	4
28		349	261	321	309	323	264	294	328	309	376	350	420	3,904	-213
29		282	288	303	244	282	276	314	310	299	343	372	381	3,694	-210
30		318	245	282	270	253	235	280	296	279	338	326	410	3,532	-162
令和元年		265	210	261	266	210	206	229	278	293	313	328	356	3,215	-317
2		262	247	239	213	194	202	191	197	243	273	280	298	2,839	-376
令和3年		198	207	210	198	183	202	230	193	207	273	251	284	2,636	-203
増減数		-64	-40	-29	-15	-11	0	39	-4	-36	0	-29	-14	-203	
増減率		-24.4	-16.2	-12.1	-7.0	-5.7	0.0	20.4	-2.0	-14.8	0.0	-10.4	-4.7	-7.2	
1日当たり死者数		6.4	7.4	6.8	6.6	5.9	6.7	7.4	6.2	6.9	8.8	8.4	9.2	7.2	

注 増減数（率）は、前年と比較した値である。

公 安 委 員 会 説明資料No. 4	警視庁公安部による詐欺未遂被疑者 の逮捕状取得・国内指名手配について	令和4年1月13日 警 備 局
1 逮捕状取得・国内指名手配年月日 令和3年12月27日（月） 2 罪名及び罰条 詐欺未遂（刑法第250条、第246条第2項） 3 被疑者 国 籍 中華人民共和国 職 業 不詳（元留学生） 住 居 不詳 氏 名 王 建彬（WANG JIANBIN）36歳 4 事案概要 被疑者は、中国人民解放軍関係者と思われる人物から指示を受け、日本製の法人版ウイルス対策ソフトの年間使用権を不正に取得しようと企て、平成28年11月、都内に所在するソフトウェア販売代理店に対して、架空の法人情報や実在しない担当者名等の虚偽の情報でライセンス契約を申し込んだものであるが、ソフトウェア販売会社が申請内容の不審点等を理由に、販売を断ったことから、その目的を成し遂げなかったもの。 5 捜査の経緯等 ○ 中国人民解放軍が関与している可能性の高いサイバー攻撃集団が、平成28年6月から12月にかけて行った、JAXA等に対するサイバー攻撃事件を捜査する過程で、本件犯行が浮上した。 ○ 本件捜査により、中国人民解放軍が、我が国に対する各種の情報収集を実行している可能性が高いことが判明した。 6 今後の捜査方針 本件被疑者については、既に出国していることから、国際刑事警察機構（ICPO）を通じた国際手配を検討している。		